

事務連絡
令和元年6月11日

各都道府県

林道施設災害復旧事業担当課長 様

林野庁整備課長

林道施設災害が発生した場合の迅速な対応について

日頃から、森林・林業行政の推進、林道災害の早期復旧につきまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

梅雨期及び台風期を迎えるにあたり、大雨等による災害発生が想定されるころ、林道施設災害が発生した場合は「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（令和元年5月28日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）に留意するとともに、関係機関と連携のもと、下記により迅速に対応していただくようお願いします。

また、このことについて、各市町村及び関係機関への周知方、よろしく申し上げます。

記

1 豪雨、台風等が発生した場合の対応

(1) 林道点検等の強化

豪雨、台風等の発生後には、被害状況の把握が必要となるため、速やかに林道の管理者への確認及び林道点検等の実施をお願いします。

なお、林道点検を行う際には、天候等に十分注意し、二次災害の防止に万全を期すようお願いします。

(2) 被害報告

林道施設災害が発生した場合は、すみやかに林野庁に報告願います。これにあたっては、被災箇所位置図、写真、被害状況のほか、沿道の人家の有無、人的被害が発生していないか等、住民の生活に関連する重要な情報についても報告願います。

また、新聞・テレビなどマスコミに取り上げられた災害については、その内容、事実関係等について、早急に林野庁整備課災害対策班に報告いただくようお願いします。

なお、人命、家屋、公共施設等に関わる重大な災害が発生した場合は、休日、夜間であっても緊急連絡体制に基づき速やかなご連絡をお願いします。

(3) 査定前着工等の活用

林道被害箇所の拡大防止、被災地へのアクセス道路確保等、緊急に復旧する必要がある場合は、応急工事による査定前着工または施越工事などを活用することにより、林道の機能回復に努めて下さい。

2 地すべり災害の対応

地すべり災害が発生した場合は、林道施設だけではなく周辺森林も含め大規模な被害になることが多いため、治山担当や河川等関係部局と連携を図って調査を進めて下さい。

特に、地すべりにより人家、道路、河川等に被害が発生する恐れがある場合は、警戒避難体制を検討する必要があることから、市町村をはじめとした関係行政機関と十分連携を図って下さい。

事務担当

林野庁 森林整備部 整備課

災害対策班 災害対策係長 土本

TEL 03-3502-8111 (内線6173)

直通03-6744-2304

FAX 03-3502-6329